

2019（令和元）年度
自己点検・評価報告書
（沖縄国際大学の現状と課題）

I．キャリア支援の現状と課題

II．学生サービスの現状と課題

沖縄国際大学

目 次

I. キャリア支援の現状と課題

II. 学生サービスの現状と課題

はじめに.....	1
1.学部等委員会報告.....	2
2.大学院等委員会報告.....	10
3.事務等委員会報告.....	15
むすびに.....	27

はじめに

沖縄国際大学(以下「本学」と表記)においては、「沖縄国際大学自己点検・評価委員会規程」(以下「自己点検評価規程」という)において、本学設立の理念・目的に沿って教育水準の向上に努め、教育・研究活動の活性化を図るとともに、その社会的責務を果たしていくため教育・研究活動全般について、不断の自己点検・評価を適正かつ円滑に実施する、と定められている。

2019(令和元)年度においては、本学の使命、教育目標、地域連携・研究目標は日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価受審の際に作成された自己点検評価書や日本高等教育評価機構の評価報告書において基準を満たしていると確認されており、その後も研究所の諸活動や国内・国外協定校の新規開拓など、大学を取り巻く社会情勢の変化に対応して、使命、目標などを意識した事業を展開していることを確認したうえで、2019(令和元)年度は特に、本学において学生の学習活動を支え、それを具現化する場所を探る支えとなる学生サービス、キャリア支援に焦点を当て自己点検・評価を行うこととした。

これらの2点について、本年度において自己点検・評価を行うことが、本学の自己点検・評価委員会において審議されたのち、前津委員長より本学の学部等委員会、大学院等委員会、事務等委員会に対して諮問され、3 専門委員会において検討され、点検・評価が行われた。各委員会における諮問事項に対する点検・評価にかかわる答申について、自己点検・評価委員会において審議され、承認された。

常務理事

鵜池 幸雄

学部等委員会報告

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2019年10月中旬から2020年1月上旬にかけて、全10学科(人間福祉学科は2専攻)を対象とする意見聴取を行い、これに基づき、自己点検評価を行った。

1. 全体的な傾向

キャリア支援に関する取り組みは、全学科より報告があり、合計41の事例が集まった。(※同時に意見聴取を行った「学生サービス」として報告があった取り組みについても、その内容に応じて「キャリア支援」に当てはまるものはこちらで集計している)

内訳を見ると、授業内での取り組みが19、授業外での取り組みが16、両方にまたがる取り組みが6となっている。授業内の取り組み、または、授業外の取り組み(いずれも授業内+授業外を含む)について報告がなかった学科はそれぞれ1学科のみである。各学科独自のプログラムの下、授業内だけでなく、正課外教育も取り入れてバランスよく行われている様子が見えてくる。

表1 各学科のキャリア支援にかかわる取り組み

区分	法律	地行	経済	地環	企シ	産情	日文	英米	社文	人福		合計
										福祉	心理	
授業内	1	3	2	3	0	4	1	2	1	1	19	
授業外	0	2	1	4	1	1	2	1	3	0	16	
両方	0	0	2	0	0	0	0	2	1	1	0	6
合計	1	5	5	7	1	5	3	5	5	2	2	41

2. 授業内での取り組み

授業内での取り組みについては、10学科・専攻から1つ以上の取り組みの報告があった。報告がなかった企業システム学科については、「ビジネスに必要な実践的な知識や技術を専門的・体系的に学ぶ」というカリキュラムになっていることから、多くの授業がキャリアに関わるものということもあり、授業内の取り組みについて報告が難しかったのではないかと考えられる。

各学科での取り組みを大まかに区分すると次のようになる。

① 各学科のポリシーに関連のある職業人をゲスト講師として招いた講話(法律・経済・

産情・日文・福祉・心理)： 職業人として活躍している卒業生等を招いてその仕事の魅力や学業との関連などを話してもらうことで、卒業後の進路についての具体的なイメージや学生生活のロールモデルを示している。講話だけでなく、学生との交流の機会を設けるケースもある。

- ② キャリアデザイン講座の導入(日文・経済・地境・英米)： 大学生生活の過ごし方をレクチャーする大学入門的単元の一環として、キャリア支援課の講師派遣制度や外部講師を用いて、将来の進路について考える機会を設けている。
- ③ 就職内定者(公務員試験等合格者)による後輩へのレクチャー(地行・日文)： 4年生の民間企業や各種採用試験合格者と在学生の交流の場を設け、体験談を語ってもらうことで、より身近なロールモデルを示している。※授業外の取り組みとして実施している学科もある(地行)。
- ④ 社会人基礎力を高めるためのアクティブラーニング・実習の導入(経済・英米・社文)： 社会人に求められる基礎的な力として、チームでの協働による社会性の修得や主体的な参加意欲、プレゼンテーションでの発信力の修得を到達目標とした授業を展開している。
- ⑤ 成績優秀者表彰制度(経済・地環)： 本学特待生表彰制度とは別に学年上位 5 名を対象とした表彰を行う。エントリーシートへの記載も推奨することでキャリア支援につなげている。
- ⑥ 資格取得プログラムの展開(産情)： 産業経済分野と情報分野を融合したカリキュラムと連動した資格取得プログラムを展開。2019 年度では基本情報技術者試験午前免除制度、社会調査士、上級情報処理士、Web デザイン実務士のプログラムを実施。

以上の取り組みの内、①～④に共通する点は、必修科目の活用と、1・2年生での実施の2点である。本学では、3年生になるとすぐにインターンシップの参加申し込みがスタートし(※2年生からインターンシップに参加できる学科もある)、10月からは公務員講座や教職課程の対策講座がスタートするなど、キャリア支援課による手厚いサポートが行われている。一方で、1・2年生の時期はまだそうした本格的なサポートはスタートしていない。しかし、1・2年生でキャリアを意識しないまま過ごした学生が3年生からいきなり進路のことを考え出すのは実際には難しいことから、入学から3年生に進級するまでを補う準備段階として、各学科の授業を活用した早期キャリア教育が営まれているということだろう。その成果は、インターンシップの参加者の増加、各学科の進路決定率の上昇、進路目標の多様化にも表されているという報告がなされており、各学科とも今後も継続して実施していくことが期待される。

3. 授業外での取り組み

授業外での取り組みについては、法律学科を除いて、10学科・専攻から取り組みの報告があった。「授業」という枠にとらわれない自由な活動であるため、多種多様な取り組みがみられ、カテゴリー化が難しい部分もあるが、各学科での特徴的な取り組みを紹介すると次のようになる。

- ① 将来進路(職種)を意識した履修モデルの提示(地行)： 学生が志望する職種を大

きく 9 つに区分し、それぞれの進路にとって望ましい専門科目を体系的に履修できるようにカリキュラムマップを作成、『履修ガイド』に掲載。

- ② インターンシップ報告会の開催・下級学年の参加推奨(経済・日文・社文)： 2・3 年生が参加する学内外(海外も)インターンシップの報告会を、参加者だけでなく、下級学生も参加できる機会を設けている。下級学年の学生の進路意識が高まり、選択の幅が広がることはもちろん、報告をする上級学年の学生も、報告を通して自身のキャリアを再確認し、将来の方向性を定めるよい機会になっている。
- ③ 産学協力会との共同プロジェクトの参加(企シ・産情)： 県内企業と連携を組んで共同プロジェクトを実施。実務社会のビジネスモデルに触れ、社会に出た時のイメージを明確にすることができる。
- ④ 就職内定者報告会・交流会の開催(地環・社文・心理)： 授業内で実施されている「報告会」よりもやや緩やかな集まり。双方向に学び合う場となっている様子がみられる。地域行政学科では、ゼミ単位で採用試験 1 次試験合格者と公務員として働く卒業生との交流の場も設けている。
- ⑤ 学年別オリエンテーションでの情報提供等(日文・心理)： 全体への指導の場として、学年別オリエンテーションを活用し、内定者報告会、インターンシップ報告会、就活に出遅れている学生へのフォローアップを意識した各種情報提供を行っている。
- ⑥ 学科行事等への企画・運営者としての参加促進(社文)： 新入生対象のメンバーシップトレーニングや平和学習プログラムの企画・運営を通して社会人基礎力を修得する機会を設ける。
- ⑦ ゼミ等の課外学習としての職場見学(日文・英米)： 民間企業や公務員試験などとは異なるスケジュールで動いている専門機関への就労機会を保障するため、職場見学やイベント等への協働参加も促している。
- ⑧ 学科独自の就職ガイダンスの実施(福祉)： 人間福祉学科社会福祉専攻独自の取り組み。沖縄県社会福祉協議会・福祉人材センターや県内福祉事業所の協力の下で実施。

以上の取り組みの中には、(2)で紹介した授業内の取り組みと重複するものも一部見られる。授業外での取り組みでは学生の主体的な意思に基づく自由参加となり、様々な事情からそうした取り組みに参加しない・できない、サポートが必要な学生ほど学習機会が保障できないという課題もあるように思われるが、その一方で、授業を通して全員が参加する形式をとらないからこそ、効果をあげている面もある。例えば、同じように就職内定者の報告会を開くとしても、大人数での一斉授業では報告を聞くだけで終わってしまい、時間の制約上、質問できる人数も限られるが、ゼミの課外活動や自由参加の形式で開催することで、少人数が双方に交流することが可能となり、参加者のキャリア意識はより深まると考えられる。授業内、授業外、それぞれの利点を生かしつつ、補い合うようなプログラムの実施が期待されるだろう。

地域行政学科の職業別履修モデルの提示は大変興味深い。本学でもカリキュラムマッ

プの作成は義務化されるようになったが、カリキュラムポリシーに即して、学問領域・コースごとにモデルが示されるだけで、学びの先にある進路がイメージしづらいものもある。将来の進路と専門科目が直接的には結びつかない学科では難しいかもしれないが、ポリシーとの関連も視野に入れつつ、進路との関わりをふまえたモデルを示すことも学科独自のキャリア教育の取り組みとして検討してほしい。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

授業内でのキャリア支援についての今後の課題としては、第一に、効果をあげている授業内の取り組みであっても、全学科での取り組みではなく、教員個別の取り組みとなっているケースが一部みられる、ということが挙げられる。キャリアに関する学習機会が均等に保障されるようノウハウを学科教員間で共有すること、あるいは、キャリア教育の資質をそなえたリーダー的な教員のコーディネートの下で合同ゼミ等での実施が望まれるだろう。

第二に、今後の計画として、1・2年生だけでなく、3・4年生前期までの段階でも授業内での支援が必要とする意見が数件寄せられている点にも注目したい。上述の通り、本学では3年生以降を中心とした手厚いキャリア支援課によるサポートがあるものの、キャリアの取り組みが遅い学生もおり、そうした学生を対象としたフォローアップの必要性からの意見と思われる。しかし、3年生以降はゼミ以外は学科の学生全員が集う必修科目が設けられていない学科が多いとも思われる。学年別オリエンテーションやそれぞれのゼミでの統一した支援プログラムの導入が期待される。

授業外の取り組みは、授業内での取り組みと異なり、一部の教員が自発的に、ボランティア的に実施しているものも(上記のカテゴリーには入れなかったものも含めて)散見された。例えば、卒業生をゼミの課外活動として研究室に招いてレクチャーをしてもらう、エントリーシート作成合宿を開催するなど、これらにかかるコストは教員の自己負担、または学生の個人負担となっているケースもあると思われる。本学ではこうした授業外の活動への補助も可能であるが、回数に上限があり、十分な支援はなされていないと思われる。正課外教育も大学教育の一部であることをふまえて、コスト面での支援体制の充実も求めたい。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2019年10月中旬から2020年1月上旬にかけて、全10学科(人間福祉学科は2専攻)を対象とする意見聴取を行い、これに基づき、自己点検評価を行った。

1. 全体的な傾向

学生サービスに関する取り組みは、合計22の事例が集まったが、「キャリア支援」のパートでも触れた通り、学生サービスのカテゴリーよりも、キャリア支援の方に含めた方がよい取り組みもあったため、それらを整理したところ、15の事例となった。

※ここで言う「学生サービス」とは、①学生の心身に関する相談(生活相談、健康相談等)と②学生の課外活動支援(サークル活動支援、学生主体のイベント支援・学生の地域交流支援、アルバイト情報支援等)といった活動を指している。

内訳を見ると、授業内での取り組みが4、授業外での取り組みが6、両方にまたがる取り組みが5となっている。表2の中では報告なしとなっている学科も多いが、法律学科からの報告にあるように、「全学共通の制度であるアカデミック・アドバイザー制度を通じて、各教員が、演習科目またはオフィス・アワー等において、担当学生への指導・助言等」は十分に行われていると思われる。また、意見聴取の依頼時に、「学生サービス」の定義について十分な説明ができておらず、どのように報告をすればよいか、イメージしづらかったとも考えられる。従って、以下の表2の数値は参考程度に捉えていただきたい。

表2 各学科の学生サービスにかかわる取り組み

区分	法律	地行	経済	地環	企シ	産情	日文	英米	社文	人福		合計
										福祉	心理	
授業内	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	4
授業外	0	0	0	2	0	0	1	0	2	0	1	6
両方	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	0	5
合計	0	0	0	2	1	1	3	0	3	2	3	15

2. 授業内での取り組み

授業内での取り組みについては、授業外の取り組みにもまたがるものも含めると、4学科・専攻から報告があった。

各学科での取り組みを大まかに区分すると次のようになる。

- ① メンバーシップトレーニングの開催による帰属意識の育成(企シ・産情・福祉)：

ボーリング大会や一日研修などを通して、学生の「居場所づくり」を実現している。※授業外で取り組む学科もある(地環)。

- ② 適応支援・メンタルヘルス関係のガイダンスの開催(日文・心理)： 学内外のカウンセラーや臨床心理士を招いたガイダンスを実施し、メンタルヘルス・ハラスメント等の適応に関する講話、学内外を含む支援機関の紹介などを行っている。学内の相談室の利用への敷居が低くなり、利用者が増えているという効果も見られる。
- ③ 学習支援・対人コミュニケーション能力の向上を目的としたカリキュラムの展開(福祉・心理)： 学習支援としての、読む力・書く力・調べて・まとめて・発表する力・数値を読みとる力などを修得することと、学習支援・対人コミュニケーション能力の向上を結び付けたカリキュラムを展開している。

以上の取り組みに共通する点は、入学時、あるいは入学前から実施されていること、そして、必修科目を活用していること、の2点である。心身に関する不調が生じやすいのは、入学前、または入学当初であり、そうした不調の原因を取り除く取り組みは早期に、かつ、全学生を対象として実施することでより大きな効果を生み出すということだろう。なお、①のメンバーシップトレーニングについては、今回の報告がなかった他の学科でも広く実施されていると思われる。現行の取り組みでも十分に効果を示しているという報告も多いが、企業システム学科からの、メンバーシップトレーニングの開催を入学時だけでなく、後期にも開催する(複数回開催する)という提案は大変興味深く、今後の実施を通してその効果が検証されることを期待したい。

授業内の取り組みとして注目したいものは、人間福祉学科社会福祉専攻と心理カウンセリング専攻の報告にある学習支援としてのライティング関係のカリキュラムの展開である。多くの学科において、初年次教育の一環として、読む・書く・調べる・まとめる・発表する、というトレーニングは実施していると思われるが、これらが、いわゆる特別な支援が必要な学生へのサポートとして位置づけられている学科は少ないと思われる。

3. 授業外での取り組み

授業外での取り組みについては、授業外の取り組みにもまたがるものも含めると、6学科・専攻から報告があった。授業内での取り組みとして紹介したもの以外のものを中心に、各学科での取り組みを大まかに区分すると次のようになる。

- ① 合理的配慮が必要な学生の早期、かつ定期的な把握(日文・社文・福祉・心理)： 入学前の事前相談や入学後のオリエンテーションで、対人関係、アレルギーなども含めて、配慮が必要な学生を把握するとともに、学科会議等でも定期的に情報交換を行ったり、本人と面談するなど、見守る姿勢をつくっている。
- ② 配布資料等へのユニバーサルフォントの使用推奨(日文)： 読み書き障害者(ディスレクシア)への支援として、オリエンテーション資料、授業の配布資料についてのユニバーサルフォント化を進めている。推薦入試(体育推薦も含む)・後期入試など、課題文を与える形式での小論文試験についてもユニバーサルフォントに変

更。

- ③ 合理的配慮が必要な学生への情報保障(日文)： 学年別オリエンテーションでのスライド資料を用いた聴覚障害者への情報保障、注意欠陥などの発達障害者へのレポート締め切り等の SNS を活用したリマインドを行っている。
- ④ 学科行事での交流促進(心理)： オープンキャンパス、ビーチパーティ、卒論発表会、卒業証書授与式等の学科行事において、全学年のゼミ長で構成するゼミ長会を組織し、学生間の交流を促している。

授業外の取り組みについては、何らかの障害を理由とした合理的配慮が必要な学生への支援が中心となっている。①については他学部でも実施されていると思われるが、入学時に申請が求められる心身の障害だけでなく、社会文化学科での、アレルギーや対人関係の困難さまで幅広く目配りしている取り組みは注目したい。

日本文化学科では、合理的配慮が必要な学生への対応として、ユニバーサルフォントの使用推奨やスライド・SNS を活用した情報保障を意識的に行っている点が他学科にない特徴である。いずれの取り組みもアンケート等を通してその効果は検証されていないが、これらの支援は大きなコストはかからず、他の学生にとっても決して不利益になることはない。本報告を通して他学科への広がり期待したい。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の中には、学習障害によって、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算・推論する」能力の一部に困難を抱えている者もいる。本人自身が自覚していないケースもあることから、そうした困難を抱える学生の発見と、対人コミュニケーション能力の向上を意識した人間福祉学科社会福祉専攻と心理カウンセリング専攻による初年次向けのカリキュラムの展開は、「授業」という特徴を生かした(授業だからこそできる)学生サービスであり、全学的に取り組まれるよう、そのノウハウを他学科にも広げてほしい。

また、人間福祉学科社会福祉専攻からの報告では、主に聴覚障害者向けの支援であるノートテイクの未配置問題も指摘されている。授業内であれば(人員の不足という問題はあるが)テイカーの配置が制度化されているものの、授業外での活動(課外実習や各種オリエンテーション)でのテイカー配置は、予算確保や人員確保がより難しくなっている。予算増も含めた制度の見直しを求めていきたい。

大学院等委員会報告

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学院における自己点検・評価は、各研究科への意見聴取をふまえて委員長がとりまとめ、大学院等委員会で決定した。意見聴取は 2019 年 10 月から 2020 年 1 月にかけて行われ、各研究科における取組み事例の報告が寄せられた。

地域文化研究科からは専攻（南島文化、英米言語文化）および領域（人間福祉専攻の社会福祉学領域、臨床心理学領域）単位で報告があり、地域産業研究科と法学研究科からは研究科単位で報告があった（一科一専攻のため）。

キャリア支援の取組み事例は、大きく分けると、(a)実践的な能力獲得の支援、(b)資格取得の支援、(c)早期のキャリア意識形成の支援、の 3 点に整理できる。

(a) 実践的な能力獲得の支援

大学院の主たる使命は、より高度な専門的知識を持った人材、および職業現場で即戦力となりうる人材の輩出であろう。職業現場で早期に通用する人材となるためには、目標とするキャリアへの理解をあらかじめ深めておく必要がある。その観点から、①実務経験者による講義から生きた情報・知識を修得させる、または、②実習等に参加して現場経験を積ませる、などの取組みが実施されている。

①の事例として、地域産業研究科の「実務家招聘授業」では、教員の人的ネットワークを活用して多様な実務家が招聘されている。これにより「高度な専門的人材の育成機会を創出している」という。類似の取組みとして、英米言語文化専攻では、「著名な研究者を県外から招聘し、講話の機会を設けている」。その成果が、最新の知見の習得および研究者とのネットワーク形成として表れているという。

②の事例として、英米言語文化専攻では、毎年台湾とタイで 3 週間の日本語教育実習その他の活動（社会貢献、OB との交流）を実施している。そこで得られた知識や技術が、修了後のキャリア形成（大学・高校等での教育活動、海外の博士課程への進学など）で生かされているという。また、同専攻の「学会運営の経験」は、「学会の運営の経験を通し、学会開催に関するノウハウを習得する」ものであり、さらに結果として著名研究者との密な交流や、研究に関する情報や刺激を得ることもできたという成果が報告されている。

実践的能力の獲得は、社会的・職業的自立に直結する。上記①、②ともに様々な成果が示されていることからすれば、社会的・職業的自立に関する支援体制の整備は成功していると評価できる。

(b) 資格取得の支援

将来の可能性を広げる、あるいは、目標とするキャリアの実現を容易にするうえで、資格の取得は非常に有効な武器となる。さらに資格は、専門的知識を備えていることを

端的に証明するものでもある。したがって、資格取得の支援も大学院の重要な役割と考えられる。

臨床心理学領域の報告事例には、公認心理師国家資格および臨床心理士資格の取得支援が手厚いことが示されている。同領域の「公認心理師資格課程のカリキュラム運営」では、資格科目・実習科目を提供し「院生全員が国家試験受験資格を得られるように支援した」という。その成果として、2018年度までの修了生のうち、41名が公認心理師資格を取得し、58名が臨床心理士資格を取得している（2019年度は1名が公認心理師資格試験に合格）。同領域では、「資格および国家試験、心理専門職の求人に関する情報提供」も実施しており、成果として、「2018年度までの修了生のうち60名が、医療、教育、福祉、司法・矯正、の各領域の心理専門職として就職している」という（2019年度も1名が内定）。

法学研究科の「資格取得(税理士)のための指導・バックアップ体制の整備」では、修士論文の最終試験に「学外から税法専門家を2人招聘することで(2003年～)、修士論文の水準を担保し、資格取得をより確実にするための十分な審査体制を整えている」という。その成果として、修了生のうち「国税審議会に対して税理士試験の科目免除認定の申請を行った者の中で、認定を得られなかった者はいない。すなわち免除認定率100%」であると報告されている。

資格の取得も、やはり社会的・職業的自立に大きく貢献する。資格取得支援の取組みが有効に機能していることは、具体的な数字で明確に証明されており、資格取得の支援体制の整備は成功していると評価できる。

(c) 早期のキャリア意識形成の支援

キャリア形成にあたっては、目指すキャリアの全体像や踏むべき道程を、なるべく早期に知っておくことが望ましい。

南島文化専攻は、オープンキャンパスで受験希望者に対し「受験前から具体的なキャリア意識をもってもらうために、授業担当者と相談を行う機会を設置し」、卒業後の進路等について相談を受けている。これによって、「個々の学生のキャリア形成に資することができた」という。

大学院のいわば入り口における早期の対応は、キャリア支援のための体制として、大学院生のキャリア形成に良い効果をもたらしていると評価できる。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

上記(a)について

実践的な能力を身に付けさせる取組みは、多様かつ着実に進められていると評価できる。しかしながら、実践的な能力は職業現場において発揮されるものであるため、修了生の活躍をまとめた成果として評価するには一定の時間がかかる。したがって、その成果を具体的な数値等で示すことは現状では容易ではない。やはり、「今しばらく、時間的経過を観察しながら成果を明確化していく」（地産研）段階にあるといえるだろう。その段階を越えて、明確な数値による実績評価の段階に進むためには、継続的な情報収

集・分析が可能な制度の構築が急務と考える。

また、実習・研修等の参加費・旅費について、安定的な財源の確保が課題にあげられており、その点での検討も進めていく必要があるだろう。

上記(b)について

今後の課題として、完成年度をとなる公認心理師養成課程の運営を点検評価し、今後の「カリキュラムおよび実習関連の整備を検討する」こと（臨床心理）、および、税理士養成の体制を維持するため、「税法担当者への負担集中、学外専門家の継続的確保」に傾注すべきこと（法学）が示されている。資格取得の支援は、具体的な数字により成果が明確化できる取組みであり、その意味で評価の客観性が担保されている。その客観性を維持していくためには、課程運営の体制の整備やカリキュラムの不断の見直しが必要であり、将来的にはそれらの着実かつ適切な実行が求められるであろう。

上記(c)について

オープンキャンパス等でカリキュラムや進路について説明するのは、他専攻でも行われており（英米は学生サービスの項目で評価している）、早期の意識形成を促すには非常に有効な手段だと思われる。改善点としては、その相談会・説明会等の実施日時について適切な広報をし、情報を必要とする学生に確実に届くようにしていくことが指摘されている（南島文化）。その通りに改善すべきであろう。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4 学生サービスの自己点検・評価は、上記 2-3 キャリア支援と同様の方法で行った。

大学院が提供する最大のサービスは授業（講義・演習）である。ただし、本項目での自己点検・評価の対象は、もちろん授業そのものではなく、学生（院生）生活の安定のための支援体制、すなわち、授業の内容・提供等における大学院生のための取組み、および、授業外の指導・相談体制の工夫などである。

(a) 社会人学生の事情への配慮

多数在籍する社会人学生に配慮して、受講や研究の条件を改善している取組みがある。英米言語文化専攻では、「院生のニーズや生活環境に応じた柔軟な対応」として、仕事をもつ社会人が受講しやすいように開講時間を柔軟に変更している。同様の取組みとして、法学研究科の「時間割作成における講義配置の配慮」では、夜間または土曜日への科目配置をおこなうことで、多数を占める社会人学生が学びやすい環境を確保している。

開講時間の柔軟な設定は、「取組み前と比較すると、学生の講義への出席率は向上している」（法学研）、または、「社会人が勤務しながらも問題なく修了」できる（英米専

攻) 環境を作り出している」と報告されている。これらの取組みは、社会人の大学院での生活の安定に資するものであると評価できる。

社会人学生への別の配慮としては、地域産業研究科が報告した「特定課題研究の活用」が挙げられる。これは修士論文の執筆に代えて、自身の実務に関連した「特定課題研究」の提出を認める制度であり、論文執筆の負担を緩和するものである。

(b) その他の取組み

臨床心理学領域では、科目担当者と実習担当者間で、「日々の院生の様子を観察し、必要に応じてヒアリングを行い、「情報を共有しながら連携して支援を行っている」という。これにより、「支援の必要な院生を早期に発見し対応できている」。具体的な数値として成果が見えるような取組みではないかもしれないが、きちんと実施されれば非常にきめ細かい学生サービスの提供を可能とする取組みだと評価できよう。

英米言語文化専攻では、「修士論文指導を強化・充実させるため」または「院生のニーズに柔軟に対応できるような体制を構築するため」にカリキュラムの検討を進め、コマ数を増価させたり、授業の選択肢を増やしたりしているという。院生のニーズに対応できるカリキュラム構成は、学生生活の安定に確実につながるものと評価できる。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

上記(a)について

開講時間の柔軟な設定は、具体的な成果があることは確かなようであるが、「出席率の向上」や「問題なく修了」の意味を具体的な数値等で示すことができれば、より客観性の高い評価が担保されるだろう。

「特定課題研究」については、現時点で提出・審査された経験がないこともあり、その定義が明確でないことが課題として指摘されている。この点は、同じ制度をもつ他専攻にも共通する課題であろう。ただし現時点で、同制度の選択者は複数名いるということなので、今後着実に成果として蓄積していくであろう。したがって将来的には、その定義および指導体制を確立できるものと思われる。

上記(b)について

英米言語文化専攻の報告では、他にも多くの取組みが挙げられている。その中でも、様々な検定試験に対するインセンティブ制度の活用促進、オリエンテーション（学内・学外向け）の実施等は、他の研究科・他専攻でも今後は学生サービスとして認識して積極的に実施し、自己点検・評価していくべき取組みかもしれない。

専攻によっては院生数が少なく、ニーズが顕在化していないという事情もあるようである。しかし、そのような場合でも、「大学院生のニーズを把握し、個々の院生のニーズにあった学生サービスを行っていく（社会福祉）ための体制を構築し、維持していなければならない。たとえば「学習環境に関するアンケートの定期的な実施等」（法学）もニーズの継続的な把握には有効であろう。

事務等委員会報告

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の使命である「万国津梁の魁となる人材の育成」を実現するために本学のポリシーに則って学生を育成するとともに、育成した学生が社会的・職業的自立を図るための支援体制は十分整っている。

まず、正課内の共通教育を通じて行う学生のキャリア形成の支援体制としては、共通教育機構が設置され、その下に共通教育機構長である教務部長が主宰し、各学科長、共通科目の各科目群責任者等で構成した全学的組織である共通教育協議会において、本学のカリキュラム・ポリシーである「社会人として自立するために必要な広範かつ基本的な知識・技能を身に着け、良識を養うための共通科目の提供」の実現に向けた共通教育の全学的な基本方針の策定等を行っており、協議会の事務及び学生への対応窓口は教務部教学課及び学務課が担っている。

同じく、カリキュラム・ポリシーである「多様な他者との関わりの中で、社会性や国際性を育むための就業体験、国際交流、地域貢献・協働等の機会を与える正課教育や正課外教育・活動の提供」の一環として、正課外を含めた学生の就職・進学のための支援体制を整備しており、キャリア支援委員会では、就職・進学支援施策全般のほか、上述した共通教育以外の学生のキャリア形成支援も担当している。当該委員会は、学生部長を委員長とし各学部学科より委員を1人選出する全学的な組織体制となっており、その事務組織及び学生への対応窓口としては学生部キャリア支援課が置かれている。

なお、このような支援体制の下で行っている具体的な支援施策は以下のとおりである。学生に対するキャリア形成支援としては主に、

- ①キャリア教育科目群の開設
- ②インターンシップの実施
- ③就職活動手帳（JOB HUNTING BOOK）の配布やキャリアガイダンス・各種ミニセミナーの実施
- ④資格取得講座の実施及びキャリアサポート助成金の交付、を挙げることができる。

①は、初年次から累進的にキャリア教育の充実を図ることを目的に行われており、平成26(2014)年度の科目群開設から、現在は「キャリア入門」、「自己表現入門」、「ジョブインタビュー入門」、「キャリア・デザイン」の4科目を開講しており、夏期集中講義として「グローバル・キャリア」、「ワーカーズコープ論」を提供している。当該科目群開設当初から学生のニーズは高く、平成30(2018)年度は合計793人の学生がこれらの科目を受講した。平成30(2018)年度は、特に、受講希望者の多い「キャリア入門」のクラス増設も行っており、令和元(2019)年度からは、夏期集中講義として新たに「グローバルキャリアデザイン」を開講する。これらの科目を通して、引き続き学生の就業意識の醸成を図り、職業選択の幅を広げられるよう計画している。

②は、学生のキャリア形成の一環として正課内に位置付けて行っており、例年、全学を通して多くの学生が参加する。平成30(2018)年度は、県内の行政機関を含む81企業に全

学科から合計 161 人の学生が参加した。加えて、本学では、平成 22(2010)年度以降、学生の国際的な視野を醸成するため、海外インターンシッププログラムも提供しており、平成 30(2018)年度は台湾の日系企業に学生を 3 人派遣した。今後とも、学生たちが実社会での体験や事前及び事後研修を通して、社会性を育み、職業観を養うことができるよう適正なプログラムの設定・運営に努めていく。

③は、上記以外に学生の就業に対する意識づけを行う取り組みであり、入学時には全学生に対して「キャリア入門ガイドブック」を配布し、新入生キャリア・ガイダンスを開催して、有意義な学生生活と卒業後の自立に向けた意識付けのための取り組みを行っている。また、入学後は、各学科の要望に応じて、キャリアカウンセラー等を派遣する「出張キャリアガイダンス」を提供している。平成 30(2018)年度は 43 回実施され、合計 1,590 人の学生に利用されており、さまざまな機会を通して、就業に対する意識づけを行う機会を提供できるようにしている。

④は、学生による自主的なキャリア形成を支援するための取り組みであり、各種資格取得対策講座を開設しているほか、各学科の専門教育と資格取得を有機的に連動させ、学生の資格取得意欲を高めるために平成 27(2015)年度よりキャリアサポート助成金を交付し、平成 30(2018)年度は、51 種の資格に対して計 315 人に交付した。また、平成 30(2018)年度は、10 種の資格取得対策講座が開設され延べ 2,000 人の学生が講座を受講した。

以上のキャリア形成支援に加えて、本学では就職活動スタート時から就職決定まで、キャリア支援課による手厚いサポート態勢が組まれている。就職活動スタート時には、就職活動に必要な基本的な情報を盛り込んだ「JOB HUNTING BOOK (就職手帳)」を作成し、新 3 年生全員に配布するとともに、保護者向けのお知らせも送付している。

また、就職活動に関する情報を学生が随時入手できるように、キャリア支援課内に資料室を設置し、求人情報、企業情報、卒業生の就職活動報告書、就職関連書籍等を閲覧できるようにしているほか、「Live Campus 就職システム」(学内イントラネット)を活用して学生に情報を提供している。

加えて、学生の実際の就職活動を支援するため、就職活動の進め方や企業研究に関するガイダンスやセミナーを開講し、県内外の企業による学内企業説明会を積極的に実施している。平成 30(2018)年度は、就職支援セミナーを 90 回開催し、延べ 5,110 人の学生が受講したほか、学内企業説明会は、合同・個別合わせて、119 回開催し、1,541 人を超える学生が参加している。

取り分け力を入れているのが、就職に関する相談への対応であり、専任職員 5 人とキャリアコーチ 3 人で随時対応するとともに、2 人のキャリアカウンセラーとハローワークの職員も定期的に学生を支援している。学生からの多種多様な相談に応じるほか、履歴書やエントリーシートの添削、模擬面接指導等を行っており、平成 30(2018)年度は、合計 2,230 件の相談に対応した。

さらに、就職試験対策として、SPI、筆記試験、就職作文等の各種対策講座を開設するとともに、公務員・教員志望者に対しては試験対策講座も別途実施している。その他、県外就職希望者に対しては、県外への渡航費用の補助を行うとともに、3 年生を対象とした「県外就職合宿 in 東京」も実施している。また、留学や進学希望者については、演習担当者をはじめとするアカデミックアドバイザーが相談に対応している。こうしたきめ細やかな就職支援を実施した結果、平成 30(2018)年度の就職率は 84%となった。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学におけるキャリア形成支援は、教育課程の内外を通じて全学的に行われているものの、正課内においては、キャリア科目群が共通科目に配置されているのに対し、インターンシップは各学科の専門科目に位置付けられているため、これらの科目の体系的な履修方法についてはなお課題が残されており、熟議を重ねたい。

なお、学生ファーストの視点から、平成30(2018)年度は学生が過ごしやすい環境整備に取り組むこととし、キャリア支援課が位置するフロアの事務室、資料室、情報検索コーナー等のレイアウト変更や情報の伝わりを意識した掲示方法の変更に着手した。

支援内容のさらなる充実に向けて、目まぐるしく変化する就職採用状況（方法・時期）を把握・検討し、柔軟に、かつ、迅速に対応する体制が必要となる。そのため、職員・キャリアコーチ等は常に研鑽を積み、サポート体制構築に努めたい。具体的には、学生の利便性向上をねらい、セミナー等の申し込みをウェブ化する、離職の一因である就職ミスマッチ解消のため、企業研究の機会を多く提供するために、学生が企業人と直接対話して情報収集することにより、職業選択の幅を広げられるよう業界研究座談会の開催を計画している。

また、人手不足の解消や優良人材の早期確保を期したリクルート活動の早期化を背景として、就職活動時期が早まる傾向にあり、本学も1・2年生向け支援強化を検討して行く必要がある。具体的には、入学時配布の「キャリア入門ガイドブック」を「JOB HUNTING BOOK」へ変更し、入学時から就職活動情報に触れる機会を提供することで就業意識をより高めたい。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では在学中の学びを、より良く継続していくための学生支援メニューを多岐にわたって設けており、各メニューは事務部署の役割分担によって提供されている。主な業務内容は下表 2-4-1 が示すとおりである。これらのメニューを学生に周知するために学生部学生課では入学時に各窓口や施設設備の紹介等を記載した「学生便覧」を配布している。

学生生活において、学生は経済、住居、友人関係、人生の問題、進路など広範囲にわたる課題を抱えており、これらの課題を抱える学生の援助・助言・指導を行う厚生補導活動が肝要であることは言うまでもなく、近年では本学でも対人関係や大学生活への不適應といった悩みを抱える者が増加傾向にあることから、これへの対応も不可欠である。

また、地域の交通事情に起因する自動車運転中の事故や、SNS にまつわるトラブル、学生を狙った名義貸しなどによる借金、ブラックバイトなど時代を反映した新たな問題も出現しており、学生を支える多様な支援メニューが必要との認識を持っている。

これらの状況を背景に、本学では学生の厚生補導を行うために「厚生補導委員会規程」を整備し、学生の奨学援護に関する事項、健康管理に関する事項、厚生施設の管理運営に関する事項、学生活動に関する事項、その他学生の厚生補導に関する各事項について、学生部長を議長として、各学科学生主任、学生部事務部長、学生課長で構成する厚生補導委員会を設けて諸課題の解決や支援策の検討にあたっている。

委員会は、審議した事項を学長に具申し、その指示を得て学生に指導助言を与えることとしており実際の執行を担う学生部長を補佐している。

また、学生部長は、委員会において審議した事項を必要に応じて学内の関係機関に通達するほか、諸機関と連携して課題解決支援メニューの改善や創設に務めている。

厚生補導委員会の担う活動のうち、取り分けて「学生活動に関する事項」の支援のため「学生の個人相談に応じ、学生が自主的判断によって適切な学生生活を過ごすことができるように援助することを目的とする」学生相談室を置いている。

学生の相談を受けるのは専門のカウンセラーであり、寄せられた相談については同室長を介して同室の業務運営を管理する学生相談室運営委員会に報告された後に厚生補導委員会、部局館長会、教授会、課長会にも報告され、大学全体で学生の抱える課題の理解と情報共有に供しているとともに、類似の悩みを抱える学生の援助・指導・助言に役立てている。

また、学生の抱える課題が当該学生固有の課題に留まらず、制度や諸構成員に関わる、あるいは起因する課題であった場合は、学生相談室と学生課が連携して、研修など相談室活動についての企画立案や新たな支援施策の提案に繋げており、これらのことから学生の厚生補導に資する組織の設置と機能が担保されていると言える。

表 2-4-1 学生サービス組織と主な業務内容

学生サービスの組織	主な業務内容
学生課	奨学金相談・支援、学生生活相談、サークル活動支援、学生イベント支援、健康相談、学生の地域交流支援、アパート情報支援、アルバイト情報紹介、その他学生生活支援 など
キャリア支援課	就職活動相談・支援、インターンシップの実施、資格取得支援 など
学務課	履修・科目登録相談、休学・退学等相談支援、諸届出の手続、障害のある学生の支援、証明書等発行 など
グローバル教育支援センター	交換留学・認定留学・私費留学の相談・支援、外国人留学生の受入、日本語学・文化研修の実施、国外協定校間の交流事業、外国人留学生の生活支援 など
情報センター	グループウェア等情報ツールの提供、情報教室の利用支援、無線ネットワークの提供 など

本学は学生寮を有していないため、大学近隣に2軒のアパートを借り上げ、42戸を学生に提供している。主に国外協定校受入学生や国内協定校受入学生ならびに離島遠隔地出身学生が利用でき、いずれも冷蔵庫・洗濯機・テレビ等は本学が設置し、入居時に必要な敷金礼金等は不要の上、一定の家賃補助を行い支援している。

学生が安心してアルバイトができるよう求人内容を精査した上で本館2階学生ロビー内のアルバイト情報閲覧スペース及び学内ポータルで求人情報を閲覧できるよう情報提供も行っている。また、本学ウェブサイトの学生支援情報サイトにはウェブ上に電子目安箱を設置し、電子メールを利用して、大学の教育・学生生活等について学生の声が直接大学に届くようにしており、届いた投稿内容によって、関係部署と情報を共有して協議・検討し回答するよう努めている。

また、学内の安全については、警備会社との契約を行い警備を担当させるとともに管財課及び警備会社が定期的に情報を共有し、学生が安心安全に過ごせるよう対応している。

学生に対する経済的な支援については、日本学生支援機構などの学外奨学金窓口を設けるほか、本学独自の給付型奨学金制度を運用の柱としている。離島遠隔地出身学生の経済的支援を充実させるため、平成29(2017)年度に離島遠隔地等支援奨学金を新設した。募集開始2年目の平成30(2018)年度は、入学時支援奨学金(施設設備資金の1/4相当額)を54人に、授業料の半額相当額19人、授業料の1/4相当額19人に支給した。

(表 2-7) 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）
（平成 30(2018)年度実績）

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数 (a)	在籍学生総数 (b)	在籍学生総数に対する比率 $a/b*100$	月額支給総額 (c)	1件あたりの月額支給額 c/a	備考 (授業料免除制度がある場合は、その基準を記載すること。)
特待奨学金	学内	給付	30	4056	0.7%	2,025,000	67,500	
一般奨学金第一種	学内	給付	2	5418	0.0%	101,667	50,833	
一般奨学金第二種	学内	給付	70	5418	1.3%	1,779,167	25,417	
一般奨学金第三種	学内	給付	390	5418	7.2%	4,956,250	12,708	
一般奨学金追加分	学内	給付	47	4048	1.2%	391,667	8,333	
体育奨学金第一種	学内	給付	4	5418	0.1%	203,333	50,833	
体育奨学金第二種	学内	給付	4	5418	0.1%	101,667	25,417	
体育奨学金第三種	学内	給付	100	5418	1.8%	1,270,833	12,708	
体育奨学金指定競技第一種	学内	給付	8	5418	0.1%	406,667	50,833	
体育奨学金指定競技第二種	学内	給付	18	5418	0.3%	457,500	25,417	
文化活動奨学金第一種	学内	給付	1	4056	0.0%	50,833	50,833	
被災学生奨学金第一種	学内	給付	0	5472	0.0%	0	0	
国内協定校派遣留学奨学金(一年)	学内	給付	12	4056	0.3%	305,000	25,417	
国内協定校派遣留学奨学金(半年)	学内	給付	7	4056	0.2%	88,958	12,708	
兄弟姉妹等支援奨学金(授業料相当)	学内	給付	2	5418	0.0%	101,667	50,833	

兄弟姉妹等支援奨学金(入学金相当)	学内	給付	72	1362	5.3%	720,000	10,000	
兄弟姉妹等支援奨学金(入学金相当)	学内	給付	2	20	10.0%	10,000	5,000	
沖縄国際大学校友会奨学金	学外	給付	15	5418	0.3%	187,500	12,500	
沖縄国際大学校友会大学院奨学金(県内)	学外	給付	7	1370	0.5%	58,333	8,333	
沖縄国際大学校友会大学院奨学金(県外)	学外	給付	2	1370	0.1%	25,000	12,500	
沖縄国際大学後援会奨学金	学外	給付	52	5472	1.0%	1,321,667	25,417	
金秀グループ奨学金	学外	給付	1	4056	0.0%	8,333	8,333	
南西石油株式会社奨学金	学外	給付	1	4056	0.0%	8,333	8,333	
学生サポート奨学金	学外	給付	10	5472	0.2%	83,333	8,333	
宮城勇ベストスポーツマン支援奨学金	学外	給付	1	2704	0.0%	12,500	12,500	
学習奨励奨学金	学内	給付	47	1362	3.5%	470,000	10,000	
入学時離島遠隔地出身学生支援奨学金	学内	給付	54	1362	4.0%	225,000	4,167	
離島遠隔地出身学生支援奨学金(半額)	学内	給付	17	5418	0.3%	432,083	25,417	
離島遠隔地出身学生支援奨学金(半額)	学内	給付	2	5418	0.0%	42,500	21,250	
離島遠隔地出身学生支援奨学金(四分の一)	学内	給付	12	5418	0.2%	152,500	12,708	

離島遠隔地出身学生支援奨学金(四分の一)	学内	給付	7	5418	0.1%	59,792	8,542	
大学院研究奨励奨学金	学内	給付	10	54	18.5%	154,167	15,417	
長濱眞徳博士記念大学院奨学金	学外	給付	3	54	5.6%	25,000	8,333	
山城将美大学院奨学金	学外	給付	1	13	7.7%	8,333	8,333	
外国人留学生奨学金	学内	給付	39	43	90.7%	991,250	25,417	学部留学生対象
外国人留学生奨学金	学内	給付	0	1	0.0%	0	0	大学院留学生対象
長期履修生	学内	給付	3	54	5.6%	※291,800	※	※ 授業料年額(¥370,000)より¥78,200を差し引いた、¥291,800を一括免除。
修論のみを残した学生授業料免除	学内	給付	8	54	14.8%	※185,000	※	修了に必要な単位を取得し、学位論文審査のみを残して在学する場合の学費は、年額の半額とする。 ※ 授業料年額(¥370,000)より¥185,000を差し引いた、¥185,000を一括免除。

また、日本学生支援機構などの奨学金窓口を設ける他、「長期履修生制度」(「大学院学則」第14条第2項)を設け、職業を有している等の事情により標準修業年限を超える可能性のある学生については、申請が認められた場合には標準修業年限経過後の授業料等を減額するなど経済的負担を軽減する措置を行っている。

学生の課外活動への支援については、平成30(2018)年度公認団体として体育系サークル27団体、文化系サークル36団体の合計63団体に対し、活動経費や大会等への遠征費、備品・消耗品等の購入代金の一部を学生補助金として補助し、支援を行っている。

本学では、体育運動を通じて学生・教職員の心身を錬磨し会員相互の親睦を図ることを

目的とした「体育会」が昭和 47(1972)年に設立され、体育系団体への補助やゼミ単位でのスポーツ大会等で発生する経費の一部を補助している。一方で文化活動を通じ学生及び教職員の人格陶冶を図り会員相互の親睦を目的とした「文化会」が平成 20(2008)年に設立され、文化系団体への補助やゼミ単位での博物館見学や文化活動体験等で発生する経費の一部を補助している。また、「学外ゼミ費」として講義時間以外に、学外での調査・研究、課外授業、社会見学等に発生する諸経費の一部を補助しており、学生の経済的負担を軽減し教育効果を高めるため支援を行っている。また、これらの活動の場として東村にはセミナーハウスを有している。

学生の健康管理および生活支援については、健康相談室、学生相談室、ハラスメント相談室、および福祉・ボランティア支援室を、それぞれの規程（「厚生補導委員会規程」、「学生相談室規程」、「沖縄国際大学ハラスメントの防止等に関する規程」、「福祉・ボランティア支援室運営規程」）に基づく委員会のもと設置・運営している。

健康相談室では、看護資格をもつ職員が常勤して、学校保健安全法に基づく診断の実施、と事後措置、大学生活での体調不良やケガの応急手当、健康管理のための助言や指導を行っており、学校医による健康相談も月 1 回実施している。

通称「キャンパス相談室」は、公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士の資格を持つカウンセラーが配置され、学生相談及びハラスメント相談を行っている。個別相談、保護者相談、教職員コンサルテーション、グループ活動「ティーアワー」、研修・講義などを行っている。加えて、福祉・ボランティア支援室は、障害学生に対する修学支援のみならず、トイレ介助や学生生活に関する相談、居場所支援、そしてインターンシップや就職に向けての支援なども行っている。

表 2-4-2 学生支援サービスの利用状況

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健康相談室		5,441（うち定期健診 3,880）	6,211（うち定期健診 3,789）	4,751（うち定期健診 3,911）
キャンパス相談室		1,150	1,213	1,425
福祉・ボランティア支援室	代筆サポート	2,010	979	567
	ノートテイク	976	645	1,134
	トイレ介助	4(学生数)×7 時間 ×2 日/週	5(学生数)×7 時間 ×5 日/週	6(学生数)×7 時間 ×5 日/週

※平成 28 年度から 30 年度のトイレ介助は 1 日 7 時間、平成 28 年度のみ週 2 日。

※平成 30 年度以降の代筆サポート可能時間数は減少し、ノートテイクサポート可能時間数は増加した。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学では第3次中長期経営計画に基づき、学生の福利厚生を主目的とした学生会館（仮称）を建設する。平成29(2017)年度に建設に向けて設置された学生会館（仮称）建設準備委員会では、学生会館（仮称）の機能について学生へのアンケートを実施し、学生から要望の多かった①購買（コンビニなど）②学生のフリースペース（談話やゼミ等の打ち合わせなど自由に活用）③学生食堂④喫茶・カフェ等の機能を基本とすることとなった。この構想について、学内手続きを経て、平成30(2018)年5月に理事会の承認を得たことから、具体的な建設計画に着手し、学生の福利厚生施設の充実を図るべく事業を進めており、更に障害のある学生の提案した意見を参考に、ユニバーサルデザインやダイバーシティの観点も設計に取り入れている。

学外ゼミ費や体育会、文化会からの学生に対する補助金のあり方については、多様な意見があるため、今後も厚生補導委員会等で慎重に議論を進める。

また、平成29(2017)年障害者差別解消法の施行に伴い、本学では障害を理由とする差別の解消の推進に係る施策について答申がなされ、障害学生支援のための全学的体制の整備やそれに伴う組織改編等について副学長及び学生部長を中心に、平成30(2018)年度中の整備を目途として検討を開始した。その結果、平成31(2019)年度より「福祉・ボランティア支援室」から「学生支援室」へ名称を変更し、所管部署を学務課から学生課へと組織改編し、障害のある学生へよりよい支援を行うこととした。また、同時に本学での障害を理由とする差別の推進に関する基本方針として、「沖縄国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定した。（平成30年(2018)年12月12日の大学協議会にて承認）

奨学金業務においては、令和2年4月1日より実施される「高等教育の修学支援新制度（「大学等における修学の支援に関する法律」制定に伴い実施される奨学金制度）」の対応と、それに伴う本学及び本学関係奨学金の再検討を行う。

「高等教育の修学支援制度」は、対象学生の在籍や履修状況等の管理への細やかな対応はもとより、世帯収入金額の増減により授業料の納入額が変更となる場合があるため、学務課・会計課等、各課との密な業務連携が肝要であるため、情報の管理と共有に注力したい。

本学独自の給付奨学金は、成績等優秀でかつ修学が困難な学生が安心して大学生活を送るための経済的支援を目的として来たが、「高等教育の修学支援新制度」との棲み分けを図るべく、現行の見直し等を行った上で、より学生の実態に即した奨学制度が構築できるよう努めていく。

学生部学生課は、学生がより充実したキャンパスライフを送れるよう指導・支援を行っている。従来は課外活動、大学祭、学費の納入（延納）及び奨学金業務等を主務として来たが、学生の健康（健康相談室）、学生の悩み（キャンパス相談室）、障害のある学生への支援（学生支援室）等、多様な相談に応えられるようコンサルテーション業務にも力を注いでいる。

専門性の高い業務については、専門知識を有する担当者に任せている部分も多くあるが、学生課としてチームで支えていけるよう基本情報共有と現況の把握のために、支援状況やサポート体制等、運用方法を確認していく必要がある。特に障害のある学生への支援については、今後とも学生課が中心となって、学生支援室・健康相談室・キャンパス相談室・対面朗読室と連携し、支援体制の構築に努めるが、大学全体での支援体制強化を図るため、支援者側に提供する支援施策として、継続的に説明会を実施し教職員へ制度や本学での支援方法等について理解を深めてもらう機会提供に努めることで、それぞれの学生に合った学び

の支援を行っていく。

また今後、「高等教育の修学支援新制度」のような、新たな教育支援施策が新設されてくると単一部署のみでの取り組みが難しく、各課の連携が必要な業務が増加してくると予想されるため、部署間を横断して定期的な情報交換会や研修会等を開催するなど、職員の資質の向上に努める必要があると考える。

むすびに

大学において学生が基本として修得するものは、それぞれの目指す専門科目、共通科目等の学問であり、これらをシステム化して提供する教学体制については一義的に重要なものである。大学で何が学べるかを明確化するだけでなく、大学にかかわる人たちに対して、どのような姿勢で学生を受入れ、学士・大学院課程を持って教育し、どのような資質を持って学びを修めるかについて本学の学部、大学院においてポリシーに関わり明確化されるよう努力してきている。このような基本的な大学における学修の目的を達成するためには、学生生活がよりよく行いうるよう支える支援体制や卒業後に習得した学問体系を具現化しうるような場所を探るための支援体制が必要となる。

本学では、これまでも、学生・大学院生に対する学生サービス、キャリア支援は、各教職員、組織において行われてきたが、学内の要請に加え、社会的な環境に対応するために常に見直し、改革が行われてきた。地域に根ざし、アジアの十字路に位置する沖縄のポテンシャルを生かし、万国津梁の魁となる人材の育成を図る大学として、これをさらに展開、発展させることを意図し、本年度においては、これまで行われてきた学生サービス、キャリア支援について、これを点検・評価することにより、本学内でこれまで行われてきた学生サービス、キャリア支援の実態および実績が一定程度明確にされた。また、今後これらの活動を継続的にすすめていくために、今回示された方策をもとに改善向上を図るとともに、引き続き、学内外のキャリアを取り巻く環境、学生の置かれる社会環境の情報の収集に努め、これを取りまとめたうえで本学での執行体制の整備を進めるとともに、学外機関、団体との連携も視野に入れた広範な事業の推進を行っていく。